

第一類 第五号

第四回國會 法務委員會 會議錄 第二号

昭和二十三年十二月十日(金曜日)

午後二時十分開議

出席委員

委員長 高橋英吉君

理事佐藤 通吉君

佐瀬 昌三君

樋貝 詮三君

松本 弘君

石井 繁丸君

神原 千代君

安田 幹太君

出席國務大臣

國務大臣 植田 俊吉君

出席政府委員

檢務長官 木内 曾益君

法務廳事務官 岡咲 恕一君

法務行政長官 佐藤 藤佐君

法務廳事務官 野木 新一君

大藏事務官 今井 一男君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

十二月十日

岡西明貞君が議長の指名で委員に補欠選任された。

同日

理事銀治良君の補欠として佐藤通吉君が理事に当選した。

十二月十日

罰金等臨時措置法案(内閣提出第一七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の補欠選任

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一一三三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四四号)

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号(予))

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号(予))

〔筆記〕

○高橋委員長 これより會議を開きます。まず、銀治良君理事辞任につきその補欠選任を行いたいと存じます。

○中村(後)委員 理事の補欠は委員長において御指名願います。

○高橋委員長 中村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認め佐藤通吉君を理事に指名いたします。

○高橋委員長 次に刑事補償法を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案、三案を一括して議題といたします。政府より提案理由の説明を願います。

刑事補償法を改正する法律案

刑事補償法

第一條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十二号)による通常手續又は再審若しくは非常上告の手續において無罪の言渡を受けた者が同法によつて未決の拘留又は拘禁を受けた場合には、國は、その者に対して、拘留又は拘禁による補償をする。

2 上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手續において無罪の言渡を受けた者が原判決によつて刑に執行を受け、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第十一條第二項の規定による拘留を受けた場合には、國は、その者に対して、刑の執行又は拘留による補償をする。

3 刑事訴訟法第四百八十四條から第四百八十六條まで(同法第五百五條において準用する場合を含む。)の收監状による拘留及び同法第四百八十一條第二項(同法第五百五條において準用する場合を含む。)の規定による拘留は、前項の規定の適用については、刑の執行又は刑法第十一條第二項の規定による拘留による拘置とみなす。

第二條 前條の規定により補償を受けるべき者が死亡した場合においては、本人の遺族に対して前條の補償をする。死亡した者について再審又は非常上告の手續において無罪の言渡があつた場合も、同様

である。

2 補償を受けるべき遺族が死亡し、又は遺族たる身分を失つた場合において、他に配偶者以外の同順位に遺族がないときは、次順位の遺族に対してその補償をする。

3 前二項の規定により受けるべき補償の額は、本人が受けるべきであつた額又は本人が生前無罪の言渡を受けたならば受けるべきであつた額に等しくなければならぬ。

第三條 この法律において遺族と称するのは、本人の配偶者、子、孫、父母及び祖父母をいう。但し、再婚した配偶者は、この限りでない。

2 補償を受けるべき遺族の順位は、子、孫、父母及び祖父母の順序による。

3 遺族たる配偶者は、つねに補償を受けるべき遺族となる。この場合において、前項の規定により補償を受けるべき遺族があるときは、その者と同順位とする。

4 補償を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、その遺族相互の間における割合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百條の例による。

第四條 左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。

一 本人が、ことさらに、任意の自白をすることにより、又は他

の有罪の証拠を作為することに

より、起訴、未決の拘留若しくは拘禁又は有罪の言渡を受けるに至つたものと認められる場合に

至つたものとして併合罪の

一部について無罪の言渡を受け

ても、他の部分について有罪の

言渡を受けた場合

第五條 拘留又は拘禁による補償の額は、前條及び第十二條に規定する場合を除いては、その日数に対して一日最低二百円とし、且つ、

いかなる場合にも一日四百円を越えてはならない。懲役、禁錮若しくは拘禁の執行又は拘留による補償の額についても同様である。

2 裁判所は、前項の補償の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、うべきであつた利益の喪失、

精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、檢察及び裁判の各機關の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

3 死刑の執行を受けた者の遺族に對する補償においては、一万円以内で裁判所の相当と認める金額の附加的補償をしなければならない。但し、本人の死亡によつて補償を受けるべき者に現に生じた財産上の損失額が証明された場合には、その損失額に一万円を加算した額の範囲内で裁判所の相当と認める金額の附加的補償をすることができる。

4 裁判所は、前項の附加的補償の額を定めるには、同項但書の証明された損失額の外、本人の年齢、性別、健康状態、収入能力及び補償を受けるべき者との続柄並びに補償を受けるべき者の年齢、生活条件その他の事情を考慮しなければならぬ。

5 罰金又は科料の執行による補償においては、すでに徴収した罰金又は科料の額にこれに対する年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。労役場留置の執行をしたときは、第一項の規定を準用する。

6 没収の執行による補償においては、破壊若しくは廃棄されなかつた没収物、処分、破壊若しくは廃棄された没収物の時價の額に等しい補償金又は徴収した追徴金の額にこれに対する年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。

第七條 補償の請求は、無罪の言渡をした裁判所に対してしなければならない。

第八條 補償を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合には、補償の請求は、全員のためその全部につきされたものとみなす。

第九條 補償の請求をした者が請求を取り消したときは、その取消をした者は、さらに請求をすることができない。

第十條 補償の請求は、代理人によつてもすることができぬ。

第十一條 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならない。決定の謄本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。

第十二條 請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。請求が理由のないときは、又は期間の経過後にされたときは、これを棄却しなければならない。

第十三條 補償を受けるべき同順位

一人に対してした本案の決定は、同順位者全員に対してしたものとみなす。

第十四條 第十一條の決定に対しては、請求人及びこれと同順位の遺族は、即時抗告をすることができぬ。但し、その決定をした裁判所が高等裁判所であるときは、その高等裁判所に異議の申立をすることもする。

第十五條 前項の即時抗告及び異議の申立については、刑事訴訟法第四百三十三條第一項に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができぬ。

第十六條 第八條の規定は、前二項の抗告及び異議の申立に、第十三條の規定は、前二項の抗告及び異議の申立についての決定に準用する。

第十七條 補償の拂渡を受けるべき者が数人ある場合には、その一人

に対してしたものとみなす。

第十八條 補償拂渡の請求権は、譲り渡すことができない。

第十九條 この法律の決定、即時抗告、異議の申立及び第十四條第二項の抗告については、特別の定めのある場合を除いては、刑事訴訟法を準用する。期間についても同様である。

第二十條 裁判所は、補償の決定をしたときは、その決定を受けた者の申立により、すみやかに、無罪の裁判の正文及び要旨並びに補償をした旨を官報又は新聞紙に掲載しなければならない。

第二十一條 前二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十二條 裁判所は、補償の決定をしたときは、その決定を受けた者の申立により、すみやかに、無罪の裁判の正文及び要旨並びに補償をした旨を官報又は新聞紙に掲載しなければならない。

第二十三條 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

第二十四條 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

第二十五條 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

第二十六條 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）が制定せられ、その後内閣総理大臣等の認証官を除く一般政府職員について、職員総平均の月収三千七百九十一円を基準とする昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）が制定せられるにともない、認証官たる最高裁判所の裁判官及び高等裁判所長官を除くその他の裁判官について、昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第九十六号）、また認証官たる検事総長、次長検事及び検事長を除くその他検察官については、昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十七号）が提案制定せられたことは御承知の通りであります。しかるにその後物價は依然として高騰を続け、一般勤労者は長期にわたる困乏生活のために、まったく困窮し、特に政府職員の給與は、一般勤労者の給與に比してははたしく均衡を失するに至りましたので、政府はこの際更に政府職員の給與を増額して支給することを必要と認め、数日前國會に昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を提出して御審議を仰いでおり、また内閣総理大臣等の認証官その他のいわゆる特別職については、特別職の職員の俸給等に関する法律案を別途提出することになつておりますが、この前の方の法案は、一般政府職員の総平均月収五千三百三十円を基準としたものであつて、その俸給月額額は昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の別表に掲げる俸給月額額に対しては十三割二分、また政府職員の新給與実施に關す

る法律に定める別表の俸給月額額に対しては、平均十七割二分の割合になつており、また後の方の法案は、内閣総理大臣等の認証官の俸給月額額を内閣総理大臣等の俸給等に関する法律に定める俸給月額額の十六割といたしてありますので、裁判官及び検察官につきましてもこれにならぬ、その報酬または俸給月額を増額することを必要と認めて、ここにこの法案を提出した次第であります。その第一條は、裁判官または検察官の報酬または俸給月額を、裁判官の報酬等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の別表に定める報酬、または俸給月額に比し、それ以外のものについては約十七割に相当する金額を増額するよう別表を改め、また従前検察官の俸給等に関する法律第九條の規定により、検事について特別のものに限り認められていた俸給月額も同様増額するとともに、新に簡易裁判所判事及び副検事についても、特別の地位に老練かつ優秀なる人材を得る必要上、特別のものに限り別表に掲げる月額以上の報酬または俸給月額を支給し得ることを定め、第二條は、認証官たる裁判官または検察官については、昭和二十三年六月一日より同年十月三十一日までの間の報酬、または俸給月額が、その他の裁判官及び検察官のごとく増額されていなかつたので、これを同様この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律、及び検察官の俸給等に関する法律の別表に定める額の十六分の十三に相当する金額を増額することを定め、また附則はこの法律の施行及び適用の期日その他経過規定を定めるとともに、この法

案の成立により、その存在理由を失ふべき昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律、及び昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律を廃止することを定めております。以上簡單にこの法案について御説明いたしました。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決のほどをお願いいたします。

○補田國務大臣 ただいま上程になりました刑事補償法を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

現行刑事補償法は、昭和六年法律第六十号をもつて制定され、昭和七年十一月一日から施行されて今日に及んでいゝるものであります。

しかるに、日本國憲法は、刑事司法について、その第三十一條から第三十九條までの多くの規定により、事前に慎重な手続をとることを要求し、過誤を未然に防止することを努めるとともに、その第四十條において、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けるときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができ」と規定し、もし慎重な手続にもかかわらず、刑事司法が誤に陥つていたときは、國に対する補償請求権を認め、事前、事後の両面相まつて、人身の自由の保障を完からしめようとしていゝるのであります。

現行刑事補償法の規定の内容を、この新憲法第四十條の規定と對比検討するときは、その補償原因及び補償不成立条件について、当然改正を必要とする点があるばかりでなく、民法の改正に伴い、補償を受けるべき遺族の順位

及び遺族相互の間の割合について改正を要する点があり、國家賠償法の制定に伴い、同法による損害賠償と刑事補償との調整をはかる必要もあり、さらにまた、現行法に基く拘禁による補償金額が、一日、五円以内というのはいかにも現状に適しないところであり、従つて、昭和二十一年秋の臨時法制調査会においても、日本國憲法の施行に伴い現行刑事補償法もまたこれを改正すべきものとして、その改正要綱の答申があり、政府においても、引き続き刑事補償法を改正する法律案の立案準備を進めて参つたのであります。が、刑事補償法は、刑事訴訟法と密接不可分の關係があり、刑事訴訟法も全面的に改正される予定でありましたので、刑事補償法の改正も今日まで延引せざるを得なかつたのであります。しかるに、すでに刑事訴訟法の改正も終り昭和二十四年一月一日から施行されることになりましたので、ここに新憲法の精神にのっとり、刑事補償法を全面的に改正し、新刑事訴訟法とともに、昭和二十四年一月一日からこれを施行するのが、最も至当と考えられるところであり、以上が本案提案の趣旨であります。

次に、本案の内容について改正の要点を御説明申し上げます。

改正の第一点は、補償原因の拡張であります。現行法においては、刑事手続上の未決拘留及び刑の執行についてのみ補償をすべきことを定めていゝのであります。が、新憲法第四十條の趣旨にのっとり、刑事手続上のすべての抑留及び拘禁、刑の執行及びこれに伴う抑留及び拘禁のすべてについて補償をすることとし、補償原因を拡張したの

であります。

改正の第二点は、補償不成立条件の整理であります。現行法第四條においては、補償不成立条件を相当廣く規定してあり、この規定によつて、運用の実際においても、補償を阻まれる事例が極めて多かつたのであります。しかるに、新憲法第四十條は、無罪の裁判を受けた者には、必ず補償をすべきことを要求してゐる趣旨と解されますので、現行法第四條に規定する補償不成立条件を整理し、単に、（一）本人が、ことさらに、任意の自白をすることにより、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の言渡を受けるに至つたものと認められる場合、及び（二）一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の言渡を受けても、他の部分について有罪の言渡を受けた場合のみを補償不成立条件とし、しかも、これを絶対的不成立条件とせず、この場合においても、裁判所の健全な裁量によつて補償の一部または全部をしなざることができるとする相対的不成立条件としたのであります。

改正の第三点は、民法の改正に伴い、補償を受けるべき遺族の順位及び遺族相互の間における割合を改め、遺族たる配偶者を、常に補償を受けるべき遺族とするともに、補償を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合における遺族相互の間の割合は、民法第九百條の例によることとしたのであります。

改正の第四点は、抑留、拘禁または体刑の執行による補償の額を、一日最低二百円とし、且つ、いかなる場合にも、一日四百円を越えてはならないこ

とし、死刑の執行を受けた者の遺族に對する補償においては、一万円以内で、裁判所の相当と認める金額の附加的補償をすることとしたのであります。なお、死刑の執行を受けた者の遺族に對する補償において、もし本人の死亡によつて補償を受けるべき者に現に生じた財産上の損失額が証明された場合には、その損失額に一万円を加算した額の範囲内で、裁判官の相当と認める金額の附加的補償をすることとしたのであります。

改正の第五点は、國家賠償法の制定に伴い、同法による損害賠償と刑事補償との調整をはかるため、補償を受けるべき者が同一の原因によつて他の法律によつて損害賠償を受けたときは、裁判所は、補償の額を定めるに就いて、これを考慮しなければならぬと規定し、もしすでに受けた損害賠償の額が本法によつて受けるべき補償の額に等しいか、またはこれを越える場合には、百円以内の名目上の補償をすることとしたのであります。

以上簡單ながら刑事補償法を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げました。すでに述べました如く、刑事手続における事前の保障は、刑事訴訟法がこれを規定するところであり、この刑事訴訟法は、第二回國會において、基本的人權の保障を強調する新憲法の精神にのつとり、画期的改正がなされました。今回、本案の成立を見るに至りますならば、刑事手続における事後の補償もまた全きをを得るに至り、事前、事後の両面相まつて、基本的人權の保障が完全となること存するのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

○高橋委員長 暫時休憩いたします。
午後二時四十分休憩

午後三時二十九分開議

○高橋委員長 それでは休憩前に引續きまして會議を開きます。
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案、檢察官の俸給等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

○石川委員 裁判官の報酬等に関する法律案、檢察官の俸給等に関する法律案について伺ひたいです。

○今井政府委員 今度の給與改訂の結果、政府職員に比較して、従來の二千九百二十円に比べて、十七割二分に上つておるのであります。この点間違ひないかどうかを聞いておきたいと思ひます。

○今井政府委員 そらういふ立案で計算を初めております。

○石川委員 同一の率をもつて裁判官及び檢察官の報酬、俸給は立案されておるのでありますか。

○今井政府委員 ただ裁判官以外の中で、認証官でございますが、総理大臣、國務大臣以下の認証官等につきましても、これを六割といふことにはいたしてあります。二千九百二十円ベースのまま、実は今まで打ち捨てて置かれたのであります。これにいろいろの意味を含めまして、また關係方面の意向もございまして六割になつております。その關係が若干上の方に、裁判官の方として變じて来た面がございまして、あとは端數整理等の意味合いで今回の号俸はできております。プリンシ

ブルをかえる意向は持つておりません。○石川委員 この配布されております裁判官の報酬に関する参考資料によりますと、他の政府職員は七割二分の増額となり、裁判官のみは十七割二分に達していません。ただいまの御説明ではちよつとわかりかねます。どういふわけであつたのでしょうかをお聞きしたいです。

○今井政府委員 申し上げます。この判事の一を十七割二分に持つて行く、これを十七割二分に持つて行くといふ、こゝに、少しも一般官吏と差をつけていた建前ではございませぬ。ただ、この間の刻みの問題でございませぬが、人事委員会の勧告等にもございませぬ。人事委員会の申しす理想曲線型を考慮に入れるといふ意向がございませぬ。この差違を兩者の間に加えまして、その間の端數の問題や、従來の關係といふものを、いろいろ考慮いたしました結果が、非常にこぼれがございませぬ。従來はすべて一五から五五まで千円刻みといふような建前がございませぬ。これはやはり考へ方としては適當でなく、やはり本俸に對して、同じように五パーセントなら五パーセント上つて行く仕組みでないといふ、号俸を計算する昇給の觀念から申してもおかしいからといふ、専門の關係方面の意向が織込まれまして、こゝろいふことになつたのであります。プリンシブルにつきましては、一般官吏と區別をつけたつもりはありませぬ。判事と判事補の一と六号が落ちておりますが、これは端數だけの話で、その意味を御了承願ひます。

○石川委員 もう一つ聞きたいのであります。政府職員は全部十七割二分といふことになつて来るのであります。判事と判事補とがそれ以下であるので、判事と判事補とがそれ以下であるので、政府職員中にも、十七割二分とならない者もある。この計算の仕方についてはお聞きしたいと思ひます。

○今井政府委員 端數の關係で若干の違ひはありますが、建前は政府職員は七割二分で、それ以外の判事は七割二分で、それ以外の判事は七割二分で、それが、これは端數だけの關係と思ひます。

○石川委員 とこが表によりませぬ、これはわずかな數のように見えますけれども、政府職員よりは裁判官所判事並びに檢察官が安くなるというふうになつております。そのうちと裁判官の報酬等に関する法律であります昭和二十三年七月一日法律第七十五号の第十條には「一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給する」とあります。この法律をこしらへます当時、われわれが審議いたしましたときには、行政官が百円上るならば、裁判官もそれ以下であつてはいけないのだといふ建前で、法律がござい上つたのであります。子算を組みましたときに、この十條をどうお考えになつたかお聞きしたいと思ひます。

○今井政府委員 一般官吏の例に準ずるといふことは私も十分承知してあります。特に判事あるいは檢察官を處待しようといふ意味は、むろんこの中にはございませぬが、ただ従來の一般官吏の分が正確にきまらずのうちに、裁判官の規定が御承知のような経緯で第二國會で成立いたしました。その際の案といふものが、昔のいわば日本式と申しますが、なるべく數字をまるくいたしました。五百円なら五百円刻み、千円なら千円刻みといふことが、わかりがいいといふ建前でありまして、それを御決議いただいた次第でございます。特に檢察につきましては國家公務員法におきましても、檢察官は全然行政官と同じような法律上の適用を受ける建前になつてゐる關係もございませぬ。裁判官の方は特別職で問題でございます。現在日本におきまして、判事といふものに差をつけていふことは適當でないといふ國會の御決議によりまして、そらういふ關係から一般政府職員の上下のカーブに準ずるといふ考へ方を入れるといふ意向が、この中に織込まれて、上へ行くほど刻みが多くなる。上と下の基準になるところは、少しも差をつけておられないけれども、刻みが今まで等差級數で参りましたのが、等比級數的になつておりましたので、そらういふ要素を織込まれたために、形の上ではいかにも處待したやうにござらんになるかもしれませんが、趣旨は少しもそらういふところにはございませぬ。單にそらういふたカーブを行政官のカーブと同じやうにそろえるといふ、いわば正誤的な意味におきまして、こゝろいふやうな操作になつたのであります。千円刻みのため

○今井政府委員 一般官吏の例に準ずるといふことは私も十分承知してあります。特に判事あるいは檢察官を處待しようといふ意味は、むろんこの中にはございませぬが、ただ従來の一般官吏の分が正確にきまらずのうちに、裁判官の規定が御承知のような経緯で第二國會で成立いたしました。その際の案といふものが、昔のいわば日本式と申しますが、なるべく數字をまるくいたしました。五百円なら五百円刻み、千円なら千円刻みといふことが、わかりがいいといふ建前でありまして、それを御決議いただいた次第でございます。特に檢察につきましては國家公務員法におきましても、檢察官は全然行政官と同じような法律上の適用を受ける建前になつてゐる關係もございませぬ。裁判官の方は特別職で問題でございます。現在日本におきまして、判事といふものに差をつけていふことは適當でないといふ國會の御決議によりまして、そらういふ關係から一般政府職員の上下のカーブに準ずるといふ考へ方を入れるといふ意向が、この中に織込まれて、上へ行くほど刻みが多くなる。上と下の基準になるところは、少しも差をつけておられないけれども、刻みが今まで等差級數で参りましたのが、等比級數的になつておりましたので、そらういふ要素を織込まれたために、形の上ではいかにも處待したやうにござらんになるかもしれませんが、趣旨は少しもそらういふところにはございませぬ。單にそらういふたカーブを行政官のカーブと同じやうにそろえるといふ、いわば正誤的な意味におきまして、こゝろいふやうな操作になつたのであります。千円刻みのため

○石川委員 政府においてこれをな

東京簡易裁判所におきましては、同じく本年九月二十日現在におきましては、期日未指定件数十九件、いずれも一箇月以内のもの一七％、こういうことになつております。これは私どものところで直接裁判所の下部で調べたものでありまして、今回の平均はこれよりもずつと低くなると思ひます。一番忙しいところの状態がこれで大体御推察願へると存せられる次第であります。

○安田委員 ただいまの御説明によりますと、十二月一日現在で一回も公判が開かれないものが、東京地方裁判所において千二百七十九件、そのうち本年中に公判を開く見込みのものが六百五十二件、こういうお見込みのようであります。さらに十二月中に起訴を予想せられるものが、これは検務長官のお話では、例年よりも多いというのであります。かりに平均といたしまして千二十四件ということになるやうのであります。私はこれを全國に及ぼしてみますと非常にたくさん事件になると思ふのであります。こういう事件の被告人たちにとりましては、刑事訴訟法が適用せられるか、旧刑事訴訟法が適用せられるか、ということ、は、実に死活の問題であるのであります。私どもはそこまですらに眞剣に考えなければならぬ。せつかく新しくできた新法の思慮に浴するやうに、あらゆる費用と犠牲を拂つても努力なればならぬと思ふのであります。そうするためには、せひともと

の原案によつて行きたいと思ふのであります。この旧原案を何ゆゑ今度のやうな原案にかへなければならぬか、どうしてもとの原案では行かれないという理由があるのではありませんか、その理由を承りたいのであります。

○野木政府委員 ただいまの点でございますが、立案当初から公訴によるべしという説が非常に多かつたのであります。その後いろいろの方面と折衝して、その間に、第一回公判期日を開いたかどうかによつて区別して、少しでも新法によらしめた方がいじやないかという議論が途中から多くなつたわけでありまして、それに従つて前回の政府案を立案したわけでありまして、かしこれに對しましては、現行法によつて、起訴後記録などが全部裁判所に存つておられます關係上、その記録を檢察官にもどしたり、また起訴状を訂正したり、その起訴状を被告に送達したりいたしました。非常に手数が煩雜になりまして關係上、この新法実施の準備期間が少なかつたために、一べんに新法に切りかえるというごことになりまして、非常に混乱を來すのではないかと

いう議論もありまして、おそらく前回の國會といたしましては、これらの点その他を斟酌いたしました。政府案を御修正になつたものと存せられるわけでありまして、政府といたしましては、一應政府案を立案いたしました。國會が最高の機関としてこれを修正いたしました以上、これは十分尊重しなければならぬところであります。また國會の修正にも十分理由があるものであります。考え方によつては、むしろその方がよかつたのではないかと、今にも考えられますので、今回は國會

の修正の線に沿つて、政府案を出した次第であります。

○安田委員 旧原案によりまして記録を取りもどしたり、起訴状を訂正したり、これを送達し直したりする手数がめんどうであるというところをおつしやいます。そのようなめんどうは、この犠牲となる被告のために、私は國家として甘んじてやつてやらなければならぬことであつて、そういうことではこれを新しい原案にかえる理由にはならないと考える次第であります。さらに國會が修正をしたからそれを尊重する意味において原案をかへたとおつしやるやうであります。そうしますと國會が、あらためて今旧案に修正するに對しては、もちろん御異議ないものと承つてよろしゅうございませうか。

○木内政府委員 先ほど私から御説明申し上げました通り、このたゞいま出しておる原案の方が、これは各方面におきまして、この方がよいという強い意見があつたわけでありまして、ただ國會だけの声ではないのであります。そうしてわれ／＼もそれがいいという考えを持つておつたのであります。が、いろいろその筋とも折衝の結果、前回の修正案となつたのであります。むしろ今度の國會に提出いたしましたこの原案の方が、私どもはいいと考えておるわけでありまして、これをさらに元の案に修正することに賛成かどうかという意見を申せようことではあります。私どもはむしろこの原案を維持したいという考えを持つておる次第でございます。

○安田委員 第二條の公訴の提起があつたときという意味であります。今日の檢察の慣習といたしましては、重大な事件につきましてはまず枝葉末節の、小さな事件を起訴いたしました。これによつて勾留を行い、その勾留中に目的とする主たる事件の捜査を進めて証拠が得られた場合に、主たる事件を追起訴するのが慣習のように行われておるのであります。これは私非常によく思ふことであると思ふのであります。ところが、ともかく現在行われておることではあります。そこでそのやうな事件につきまして、今年中に末節の方の事件が起訴せられ、そして來年に至つて主たる事件が追起訴になつた場合におきましては、今年中に末節の方の事件が起訴せられ、來年になつて追起訴せられた事件は、別件として、新刑事訴訟法によつて裁判をせられるべきものでありと私は解釈するのであります。その点については政府の御意見はいかがでございますか。

○木内政府委員 旧法によつて起訴したものは旧法により、その後新法が適用されるやうになつてから起訴したものは新法による、こういう考えでございます。

○安田委員 さうであるといつたしますと、同一人が二つの事実について起訴せられた場合におきまして、今日の裁判の通例といたしましては、これを併合して審理をいたしました。併合罪の規定に基いて一つの刑を言い渡すのが通常でございます。またそうしなれば量刑上はなほ不当となるのであります。今私がお尋ねいたしましたやうな事件が起つて、二つの事件、ことに名目的な事件を取上げて、後で追起訴をやつた事件とを、新旧刑訴で別々に裁判せられて、併合することができな

いといふことになりまして、これは二つの刑を別々に言い渡さなければならぬことになりまして、その間に量刑に對してはなほだしい不当が生じ、裁判所もこの刑の量定について、非常に困難をしなければならぬ場合が起ると思ひます。この点につきましては今日まで當局は、何かお考えになつたことがございませうか。

○木内政府委員 御心配の件は私どももごもつともだと思つたのでございませう。併合審理を受けられるべきものが併合審理を受けられない。これは法律上から見ても、相当の不利になつた場合が考えられるのであります。しかしこの点につきましては、檢察官といたしましては求刑の場合に、實際上その点を考慮いたすことといたすつもりであります。裁判所側におきましても、おそらくさういふ点は、ごんしんしやくになるであらうといふことを考へておるのであります。しかして判決の結果、なお不利の点があるといふやうな場合には、仮釈放の規定を活用するなり、あるいは恩赦によりまして減刑する等の方法をもつて、この点の不利は與えないやうに十分考慮する考へておるわけでございます。

○安田委員 ただいまの御答弁の中に私は非常に不満な点がございます。量刑に對しては、恩赦が生じた場合に、仮釈放あるいは恩赦によつて調節するであらうといふお考えであります。これは政府委員の方が、長らく檢察官をおやりになつておつて、刑罰ということに対して無感になつておるから、無意識にさういふ考えが出るのであります。被告人が懲役三年に処せられるか、五年に処せられるかとい

ことは重大なことでありまして、仮釈放というよりなことで償われることではないのであります。それが仮釈放で調節ができる、恩赦で調節ができるというお考えでいるから、こういう点をお気づきにならないのであります。これは苦いことを申すようであります。が、野に下つて弁護士として痛切に感じておるところであります。かような点はひとつ心構えをかえて、ほんとうに被告の立場に立つてお考え願わなければならぬと思つておられます。

そこで次にもう一度お伺ひいたしましたのであります。この原案によりまして、たとえ同一事件について共犯関係、あるいは牽連関係にある多数の被告がありまされば、最初に捜査に着手され逮捕を受けた人は、御承知のように十日以内に起訴しなければならぬから、年内に起訴せられる。しかしあとで捜査に着手し、あとで逮捕せられた人は、來年になつて起訴せられる。こういうことになりまます。まづた

く同一の事件について共犯関係あるいは牽連関係にある人が、その起訴の順序によつて一方は新刑訴で非常な強い防禦権を認められる。一方は旧刑法で不利益な立場に置かれる。そのために片一方の裁判は無罪になり、片一方の裁判では有罪を言い渡さなければならぬといふような、極端な場合も生じはじまないかといふおそれもあるものであります。この点につきまして、当局は御配慮になつたことがございませうか。

○本内政府委員 先ほど私の申しました御説明で不備の点があつたかもしれません。が、不利益な判決があつた場合と申しましたのは、裁判所において、も、そういうことはないことをむろん

確信いたしておりますが、かりに万が一といふことを前提として申し上げたのでございませうので、その点は仮定論で申し上げたのでありますから御了承願ひたいのであります。なお共犯関係あるいは牽連関係の場合におきましては、もちろん旧法で起訴したものは旧法により、新法実施後起訴したものは新法によることになるわけでありますが、そのために一方は共犯であるにもかかわらず、旧法で起訴せられたために有罪となり、一方は新法によるがゆえに無罪になるということがあつたならば、どうするかといふお話でございます。が、新法になりましても当事者間に異議がなければ、当然旧法によつて裁判手続をした記録を公判に提出することもできるわけでありまして、その点につきましては、むろん裁判所においても十分考慮して裁判されることと信じておりますので、御心配のようないことは起らないかと考へておる次第でございます。

○安田委員 私は今の御答弁には承服ができませんのであります。ことに異議がなければ新法でも他の記録を証拠に採用することができると申されましたが、新法のもとにおきましては、弁護士は必ず異議を述べざるであらうと私は考へております。ことに新法におきましては厳密な証拠の制限があるのであります。裁判所はたとえ旧法によつて共犯者が有罪となつておる場合でも、新法においてはそれらの形式的な証拠の効力が認められず、無罪を言い渡さなければならぬ事件がしばしば生ずると思つております。また私といたしましては、せつかく新刑訴法によつて裁判をせられる被告であります

から、その被告の裁判の場合に、他の共同被告が旧刑訴手続によつて有罪を受けておるからといふ觀念によつて、有罪無罪を判断されることがあつてはならないと思つております。さういふ点を防ぐ意味におきましても、私どもは多数の被告が共犯関係、牽連関係にある場合におきましては、一方が旧刑訴で裁判を受け、一方は新刑訴で裁判を受けるといふような事態は、極力防がなければならぬと思つております。が、その点についても一へん意見を承りたいのであります。

○本内政府委員 いろいろ御心配の点はおもつともございまして、その点につきましては十分その運用に當つて間違ひのないようにやりたいと考へておるのでございませう。この問題はまた同時に、前の國會のときの原案の場合においても、同様の問題が起り得るわけでございます。とにかく画期的な法案ができて、全然現行法とちがつた形の手続になるために、どこで線を引くかといふことは、なか／＼むずかしい問題でありまして、いろいろ諸般の事情を考へまして、やはりこの原案の方がいいという考へであるわけでございます。まして、御心配の点につきましては、十分運用に當つて考へて行きたいと思つておる次第でございます。

○安田委員 もう一点であります。さうにただいまのような事件を想像いたしますと、もしこれが一つの事件として併合審理を受けることができるのであるならば、一件として証人も一回呼ばばよろしいのであります。別件となりますと、同じ事件でありながら、多数の証人を二回も呼ばなければならぬ結果も生ずるのであります。かよう

な事例を考へてみますと、私は裁判所の手数がかかるという点では、むしろこの新しい原案の方が、ある点においては手数を要し、不都合を生ずるといふようなことも、考へられるのじやないかと思つております。いかがでございますか。

○本内政府委員 大体今御心配になるような両方へまたがるというような事件というものは、實際においてはごく少数であると考へておるのでございませう。従つて多少の困難が伴いますけれども、新法を実施する以上は、ある程度の点はまたやむを得ない、従つて運用の上において、御心配の点は十分考慮いたしまして運用いたして行きたいと、かように考へておる次第でございます。

〔速記中止〕
○高橋委員長 それではこれにて散会いたします。
午後四時五十八分散会